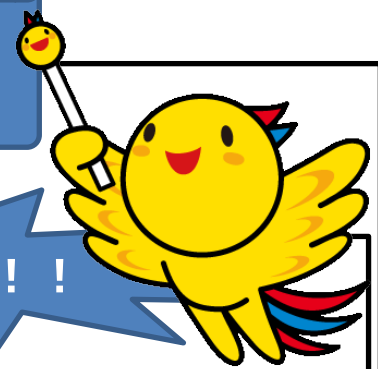


～2023年度新入生の保護者の皆様へ～ 就学を支援する各種制度のご案内



1 制度の種類

兵庫県では、以下の3つの制度があります。

- 1 国の就学支援金
- 2 兵庫県の授業料軽減補助
- 3 奨学給付金

2 対象者の要件(主なもの)

(1) 国の就学支援金

- 保護者全員の年収(目安)が910万円未満であること
- ※保護者の居住地に関わらず、生徒が日本国内に居住している場合は支援を受けられます。

【申請時期】 4月の入学時

(2) 兵庫県の授業料軽減補助

- ①各年度10月1日時点で在学していること
- ②保護者全員が各年度10月1日時点で兵庫県内に居住していること
- ③各年度の保護者全員の年収(目安)が910万円未満であること

【申請時期】 毎年7月～9月ごろ

!! 留意事項 !!

☆返済は不要です☆

☆成績要件等はありません☆

☆申請が必要です☆

☆申請しなければ支給されません☆

(3) 奨学給付金

- ①各年度7月1日時点で在学していること
- ②保護者が各年度7月1日時点で兵庫県内に居住していること
- ③次のいずれかを満たす者であること
 - ・各年度の保護者全員の市町民税所得割額と県民税所得割額を合算した額が0円の者
 - ・生活保護のうち生業扶助を受けている者

【申請時期】 毎年7月～9月ごろ

※このご案内は、兵庫県内の私立全日制高等学校に入学する新入生の保護者に向けて作成したものです。
学校の所在地、課程等によって受けられる制度や金額が異なりますので、ご注意ください。

3 支給額(年額)

支給区分(保護者の合算) 上段:年収目安(※1) 下段:所得確認基準額	授業料に対する支援			3奨学給付金 (※4)
	1 国の 就学支援金	2 県の授業料 軽減補助 (※2)括弧内は 多子世帯の場合	合計 (※3)	
年収270万円未満程度 —	396,000円	44,000円 (54,000円)	440,000円 (450,000円)	52,600円 ～152,000円
年収270万～590万円程度 (0円～154,500円未満)				—
年収590万～730万円程度 (154,500円～217,700円未満)	118,800円	100,000円 (110,000円)	218,800円 (228,800円)	—
年収730万～910万円程度 (217,700円～304,200円未満)		50,000円 (60,000円)	168,800円 (178,800円)	—

※1 年収は目安です。具体的には下段の所得確認基準額で判定するため、家庭の状況(家族構成等)で大きく異なる場合があります。

※2 扶養するこどもが3人以上の場合

※3 授業料に対する支援は、授業料額が上限となります。

また、年度の途中で転退学した場合、在籍月数による支援額となります(年額は支援されません)

※4 奨学給付金給付額

所得区分		給付額
生活保護(生業扶助)受給世帯		52,600円
市町村民 税所得割 額と県民 税所得割 額の合算 0円世帯	下記以外の場合	137,600円
	①2人目以降の高校生等 ②親権者等に扶養されている、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹(高校生を除く)がいる世帯の高校生等	152,000円

4 支給区分の確認方法

次の計算式により算出した所得確認基準額(保護者等の合計額)で判定します。

【計算式】令和5年度(※1)市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(※2)

※1 就学支援金の令和5年4月～6月分は令和4年度の課税状況で判定します

※2政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額

上記による算出額	国＋県支給額
154,500円未満(年収590万円未満程度)	440,000円
217,700円未満(年収730万円未満程度)	218,800円
304,200円未満(年収910万円未満程度)	168,800円

ご自身の課税標準額などは
マイナポータルの「あなたの
情報」から確認できます。
(マイナンバーカードが必要
です。)

マイナポータルHP



マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178

調整控除の額は、
税額控除額に含
まれます。

【調整控除額】
概ね1,500円～
60,000円

見本

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税		特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)		(単位:円)
所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	課税 標準	市民税 県民税
所得控除	雑 損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・勤 配 偶 者 配偶者特別 扶 養 基 礎 所得控除合計⑬	扶養親族該当区分 本人該当区分 配偶者 同居世帯主 その他 所得控除合計⑭	税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 税額控除額⑧ 所得割額⑨ 均等割額⑩ 控除不足額⑪ 既払金額⑫ 既払付額等⑬ 返還付額⑭-⑪-⑫ 変更前税額⑭ 増減額⑮-⑭ 変 更 月
(摘要)			課税標準額 *記載金額 の合計	



※ 住民税が未申告の場合は、課税標準額等の確認ができず、支援金の認定・支給ができません。自営業などで申告が必要な方は、必ず期日内に確定申告を行っていただきますようお願いいたします。

※ 県内の私立高校に通う場合、申請・支払い手続きはすべて学校を通じて行います。

※ 申請から支払いまでには時間を要します。その間に授業料等の納付が必要な場合がありますのでご了承ください。

※令和5年4月～6月分については、生徒本人が平成18年1月2日～4月1日生まれの場合、保護者（保護者が2名の場合は一方）の課税標準額から33万円を控除します。

5 申請手続き ※学校を通じて申請してください

(1) 国の就学支援金（4月の入学時）

①必要書類

- (i)申請書（入学先の高校で配布されます）
- (ii)保護者全員分のマイナンバーカードの写し等
- (iii)その他学校が指定する書類

※次のいずれかに該当する者は支給が受けられません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業もしくは修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学する期間は4分の3として計算。）が通算して36月を超えた者

②申請したが、所得制限により不支給となった場合

7月に、当該年度の課税状況により再判定を行います。新たに支給対象になる可能性があるため、あらためて7月中に学校に申請手続きを行ってください。

③期日までに申請し忘れた場合

申請忘れに気づいた時点で、ただちに学校に連絡してください。（認定されれば、申請のあった月から支給されます。）

(2) 兵庫県の授業料軽減補助 （毎年7月～9月ごろ）

①必要書類

- (i)申請書（高校で配布されます）
 - (ii)住民票
 - (iii)その他学校が指定する書類
- ※詳しくは、7月ごろに学校から配布される書類をご確認ください。

(3) 奨学給付金（毎年7月～9月ごろ）

①必要書類

- (i)申請書（高校で配布されます）
 - (ii)住民票
 - (iii)健康保険証（生活保護受給世帯は生活保護受給証明書）
 - (iv)その他学校が指定する書類
- ※詳しくは学校から配布される書類をご確認ください。



偽りその他不正の手段により支給を受けた者は、支給を取り消し、すでに支給を受けた場合は支援金を返還いただくほか、関係法令により罰せられることがあります。

6 支給方法

支給方法（授業料や学校納付金との相殺又は保護者への振込）や支給時期は学校により異なりますので、在籍する学校にお問い合わせください。

よくある質問①

Q 他の奨学金と合わせて受けることはできますか？

A 可能です。ただし、学校から授業料の減免を受けている場合は、国の就学支援金及び県の授業料軽減補助の合計額は、減免後の授業料が限度額となります。また、併給先の奨学金の規定により制限されている場合がありますので、併給しようとする奨学金の実施団体にも、必ず確認して下さい。

Q 他にどんな制度がありますか？

A 各種団体が実施する、貸与又は給付の奨学金がありますので、生徒が在籍する高校の事務室にお尋ねください。また、お住まいの市町で実施している場合もありますので、お住まいの市区町役場にお尋ねください。

Q 申請を忘れていました。今から申請することはできますか？

A 県の授業料軽減補助及び奨学給付金は、申請期限を過ぎた後に申請することはできません。

国の就学支援金は、申請した月又は翌月から支給されます。気づいた時点でただちに学校に申し出て下さい。また、遡って支給することができるのは、真にやむを得ない理由（長期にわたる入院、海外出張等）に限ります。対象にならないと思っていた、生徒がお知らせを持ち帰っていなかった、制度を知らなかった等の理由では遡って支給することはできません。

Q 親権者2名が離婚調停中です。マイナンバーカードの写し等は2名とも必要ですか？

A 必要です。なお、マイナンバーカードの写し等を取得できない真にやむを得ない理由がある場合は学校にご相談ください。親権者が存在するものの、親権者以外に扶養されている場合も同様です。

Q 昨年に比べて今年の収入が大幅に減少します。特別な支援は受けられますか？

A 疾病や負傷による離職などやむを得ない理由によって家計急変が生じた場合、支援の対象となる場合があります。急変した時点で学校にご相談ください。



よくある質問②

Q 生徒の祖父母も同居していますが、マイナンバーカードの写し等の提出は必要ですか？

A 親権者の収入を合算した額で判定しますので、祖父母や生徒の兄弟等のマイナンバーカードの写し等は不要です(生徒の親権者が存在しない場合を除きます)。

Q 3月まで海外に居住していたため、日本で課税されていません。支給を受けられますか？

A ①国の就学支援金:支給を受けることができます。ただし、日本国内での課税状況を確認出来ないため、一律で支給額が年額118,800円の区分になります。

②兵庫県の授業料軽減補助:補助を受けられる場合があります。前年収入が基準に該当するような場合、学校にご相談ください。

③奨学給付金:支給を受けることができません。



マイナンバーの提出について

マイナンバーは、次のいずれかを提出してください

①マイナンバーカード(うら面)のコピー

②マイナンバーが記載された住民票
又は住民票記載事項証明書

③マイナンバー通知カードのコピー(注)

※郵送で提出する場合は、他に写真付き身分
証明書等が必要です。

学校の指示に従ってください。

※マイナンバーは、親権者全員分が必要です。
なお、生徒本人の課税状況で判定する場合を
除き、生徒分は不要です。



(注)マイナンバー通知カードのコピーは、記載内容に
変更がない場合、もしくは令和2年5月25日以前に変更
手続きが完了している場合に限り、利用可能です。